

2. 店舗総合保険の改定内容

(1) 保険料率の改定

近年、自然災害や水濡れ損害による保険金の支払いが増加していることを受け、損害保険料率算出機構が算出する火災保険参考純率※が 2019 年 10 月に改定されたことに伴い、保険料率の改定を行います。

※ 参考純率とは、保険料のうち、将来、事故が発生したときに保険会社が支払う保険金に充てられる部分のことをいい、当社が保険料率を算出する際に参考とすることができます。

(2) 特別費用保険金の廃止

価額協定保険特約をセットした契約について、全損時に特別費用保険金をお支払いしていましたが、標準約款※において同保険金が廃止されたことに伴い、当社においても同様の対応を行います。

※ 標準約款とは、損害保険料率算出機構が、火災保険参考純率の算出にあたって前提となる補償内容などを保険約款という形で示したものをいいます。

(3) 建築基準法改正に伴う対応

建築基準法改正（2019 年 6 月 25 日施行）後、今後建築する建物に対しての防火関連規制が、用途・地域・階数・面積に応じた「建物全体での耐火性能の規制」から用途・地域・階数・面積に応じた「主要構造部等の耐火性能の規制」等に変更されたことに伴い、火災保険の構造級別の基準を次のとおり見直します。

構造級別	現行	変更後
1 級	① 下記のいずれかに該当する建物 ア. コンクリート造建物 イ. コンクリートブロック造建物 ウ. れんが造建物 エ. 石造建物 オ. 耐火被覆鉄骨造建物 ② 耐火建築物 ③ 耐火構造建築物	① 下記のいずれかに該当する建物 ア. コンクリート造建物 イ. コンクリートブロック造建物 ウ. れんが造建物 エ. 石造建物 オ. 耐火被覆鉄骨造建物 ② 耐火建築物 ③ 耐火構造建築物 ④ <u>主要構造部※1 が耐火構造の建物</u> ⑤ <u>主要構造部※1 が建築基準法施行令第 108 条の 3 第 1 項第 1 号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物</u>
2 級	① 鉄骨造建物 ② 準耐火建築物 ③ 特定避難時間倒壊等防止建築物 ④ 省令準耐火建物	① 鉄骨造建物 ② 準耐火建築物 ③ 特定避難時間倒壊等防止建築物 ④ 省令準耐火建物 ⑤ <u>主要構造部※1 が準耐火構造の建物</u> ⑥ <u>主要構造部※1 が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物</u>
3 級	1 級および 2 級に該当しない建物※2	1 級および 2 級に該当しない建物※2

※1 主要構造部とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 5 号に定める部分で、

壁、柱、床、はり、屋根または階段です。

※2 1級および2級の確認ができない建物を含みます。